

奈良県訓令第八号

各部課室

各出先機関

奈良県副知事の担任意務に関する規程を次のとおり定め、令和七年四月一日から施行する。

なお、奈良県副知事の担任意務に関する規程（令和六年七月奈良県訓令第三号）は、令和七年三月三十一日限り廃止する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県副知事の担任意務に関する規程

副知事の担任意務は、次のとおりとする。

共管事務

総務部及び県政の運営上重要な事項に関すること。

副知事 福谷健夫の担任意務

- 一 福祉保険部に関すること。
- 二 環境森林部に関すること（奈良県広域水道企業団に関するものを除く。）。
- 三 食農部に関すること。
- 四 会計局に関すること。
- 五 行政委員会（教育委員会、人事委員会、労働委員会及び収用委員会を除く。）との連絡調整に関すること。

副知事 西村高則の担任意務

- 一 地域創造部に関すること。
 - 二 産業部に関すること。
 - 三 教育委員会、人事委員会及び労働委員会との連絡調整に関すること。
- 副知事 清水将之の担任意務
- 一 県土マネジメント部に関すること。
 - 二 奈良県広域水道企業団に関すること。
 - 三 収用委員会との連絡調整に関すること。